

社会福祉法人親善福祉協会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業の経営

(ロ) 老人デイサービス事業の経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用する事業の経営

(ホ) 老人居宅介護等事業の経営

(ヘ) 病児保育事業の経営

(ト) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人親善福祉協会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で医療・福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を神奈川県横浜市泉区西が岡一丁目28番地1に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 9名以上 13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員2名、外部委員1名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の一七第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が250万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散の決議
- (7) 合併の承認
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 事業計画及び収支予算
- (12) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (13) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 8名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、2名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって社会福祉法第四十五条の一六第2項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第一七条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は理事会の決議により理事の中から選定する。

(役員の資格)

- 第一八条 社会福祉法第四四条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第四四条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第二一条 会計監査人は、法令で定められるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書および財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第二二条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のも

のに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任されるまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第二三条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二四条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲以内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第二五条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二六条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二七条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 評議員選任・解任委員会の委員の選任又は解任

(招集)

第二八条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二九条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第三〇条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三一条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、別紙に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第四〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第四一条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三二条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、横浜市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、横浜市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三三条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式等に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三四条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三五条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三六条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三七条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三八条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第三九条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第四十条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 通所リハビリテーション事業
- (3) 短期入所療養介護事業
- (4) 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業
- (5) 地域包括支援センター事業
- (6) 訪問看護事業
- (7) 喀痰吸引等研修事業
- (8) 診療所事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第八章 収益を目的とする事業

(種別)

第四一条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産貸付事業
- (2) 売電事業
- (3) 駐車場等事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第四二条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第九章 解散

(解散)

第四三条 この法人は、社会福祉法第四六条第1項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四四条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第一〇章 定款の変更

(定款の変更)

第四五条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、横浜市長の認可（社会福祉法第四十五条の三六第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款を変更したときは、遅滞なくその旨を横浜市長に届け出なければならない。

第一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四六条 この法人の公告は、社会福祉法人親善福祉協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四七条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

第一条 この法人の組織変更当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後、遅滞なくこの定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

| | | |
|---------|-----|-----|
| 理事（理事長） | 森 | 昇三郎 |
| 同（常務理事） | 黒石 | 充 |
| 同 | 松島 | 肇 |
| 同 | 石井 | 吉五郎 |
| 同 | 京極 | 高修 |
| 同 | 猪野毛 | 利栄 |
| 監事 | 水野 | 東太郎 |
| 同 | 斎藤 | 浩 |

第二条 改正

| | |
|---------------|---------|
| 昭和36年 6月 7日 | 一部を改正する |
| 昭和42年 7月 30日 | 一部を改正する |
| 昭和43年 12月 30日 | 一部を改正する |
| 昭和49年 2月 18日 | 一部を改正する |
| 昭和63年 4月 19日 | 一部を改正する |
| 昭和63年 12月 15日 | 一部を改正する |
| 平成 2年 8月 17日 | 一部を改正する |
| 平成 6年 5月 11日 | 一部を改正する |
| 平成11年 6月 30日 | 一部を改正する |
| 平成12年 3月 2日 | 一部を改正する |
| 平成17年 7月 26日 | 一部を改正する |
| 平成18年 10月 31日 | 一部を改正する |
| 平成19年 1月 5日 | 一部を改正する |
| 平成20年 5月 21日 | 一部を改正する |
| 平成21年 3月 31日 | 一部を改正する |
| 平成22年 1月 29日 | 一部を改正する |
| 平成22年 6月 8日 | 一部を改正する |
| 平成23年 4月 27日 | 一部を改正する |
| 平成23年 8月 18日 | 一部を改正する |
| 平成23年 12月 15日 | 一部を改正する |
| 平成24年 8月 14日 | 一部を改正する |
| 平成25年 1月 9日 | 一部を改正する |

平成25年 3月 4日 一部を改正する
平成27年 6月 19日 一部を改正する
平成28年 1月 12日 一部を改正する
平成29年 1月 10日 一部を改正する
平成29年 4月 1日 一部を改正する
平成29年12月18日 一部を改正する
平成30年 5月 21日 一部を改正する
令和 2年 5月 28日 一部を改正する
令和 2年11月19日 一部を改正する

別紙 基本財産

- (1) 横浜市泉区西が岡一丁目28番地1所在の国際親善総合病院の敷地
1筆 17, 074. 12 平方メートル
- (2) 横浜市泉区西が岡一丁目28番地17所在の国際親善総合病院の敷地
1筆 54. 55 平方メートル
- (3) 横浜市泉区西が岡一丁目29番地1所在の国際親善総合病院駐車場の敷地
1筆 12, 301. 87 平方メートル
- (4) 横浜市泉区西が岡一丁目30番地1所在の特別養護老人ホーム恒春ノ郷の敷地
1筆 6, 819. 88 平方メートル
- (5) 横浜市泉区西が岡三丁目10番地1所在の看護師宿舎の敷地
1筆 3, 451. 54 平方メートル
- (6) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3048番5所在の特別養護老人ホーム恒春の丘の敷地
1筆 6, 829. 00 平方メートル
- (7) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3169番1所在の特別養護老人ホーム恒春の丘の敷地
1筆 267. 00 平方メートル
- (8) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3169番2所在の特別養護老人ホーム恒春の丘の敷地
1筆 32. 00 平方メートル
- (9) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3170番所在の特別養護老人ホーム恒春の丘の敷地
1筆 632. 00 平方メートル
- (10) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3170番2所在の特別養護老人ホーム恒春の丘の敷地
1筆 11. 00 平方メートル
- (11) 横浜市戸塚区舞岡町字水穴3134番4所在の特別養護老人ホーム恒春の丘の敷地
1筆 4, 327. 00 平方メートル
- (12) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3048番4所在の介護老人保健施設リハパーク舞岡の敷地
1筆 3, 043. 00 平方メートル
- (13) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3048番8所在の介護老人保健施設リハパーク舞岡の敷地
1筆 4, 139. 00 平方メートル

- (14) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3159番1所在の介護老人保健施設リハパーク舞岡の敷地
1筆 288.01平方メートル
- (15) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3160番2所在の介護老人保健施設リハパーク舞岡の敷地
1筆 569.00平方メートル
- (16) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3164番所在の介護老人保健施設リハパーク舞岡の敷地
1筆 728.00平方メートル
- (17) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3164番2所在の介護老人保健施設リハパーク舞岡の敷地
1筆 42.00平方メートル
- (18) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3165番所在の介護老人保健施設リハパーク舞岡の敷地
1筆 1,313.00平方メートル
- (19) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3165番2所在の介護老人保健施設リハパーク舞岡の敷地
1筆 41.00平方メートル
- (20) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3169番3所在の介護老人保健施設リハパーク舞岡の敷地
1筆 384.00平方メートル
- (21) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3175番2所在の介護老人保健施設リハパーク舞岡の敷地
1筆 42.00平方メートル
- (22) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3179番5所在の介護老人保健施設リハパーク舞岡の敷地
1筆 966.00平方メートル
- (23) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3712番249所在の介護老人保健施設リハパーク舞岡の敷地
1筆 125平方メートル
- (24) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3712番417所在の介護老人保健施設リハパーク舞岡及び特別養護老人ホーム恒春の丘の敷地
1筆 214.94平方メートル
- (25) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3712番419所在の介護老人保健施設リハパーク舞岡の敷地
1筆 119.08平方メートル

- (26) 横浜市泉区西が岡一丁目28番地1所在の鉄筋コンクリート造・陸屋根地下1階付5階建 国際親善総合病院の建物
1棟 19, 447.54 平方メートル
- (27) 横浜市泉区西が岡一丁目30番地1所在の鉄筋コンクリート造2階建
特別養護老人ホーム恒春ノ郷の建物
1棟 4, 351.89 平方メートル
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 集会所
1棟 115.16 平方メートル
- (28) 横浜市泉区西が岡三丁目10番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
看護師宿舎の建物
1棟 2, 403.63 平方メートル
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 集会所
1棟 104.90 平方メートル
- (29) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3048番地5、3169番地1、3169番地2、
3170番地、3712番地246
横浜市戸塚区舞岡町字水穴3134番地4所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建
特別養護老人ホーム恒春の丘の建物
1棟 7, 393.13 平方メートル
鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根3階建
特別養護老人ホーム恒春の丘の附属建物
2, 115.16 平方メートル
- (30) 横浜市戸塚区舞岡町字立野3048番地8、3048番地4、3165番地、
3165番地2、3169番地3、3175番地2、3712番地246所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 介護老人保健施設リハパーク舞岡の建物
1棟 5, 194.56 平方メートル
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 廃棄物置場
1棟 18.00 平方メートル